佐賀県議会告示第1号

佐賀県議会事務局規程(昭和36年佐賀県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

佐賀県議会議長 石 倉 秀 郷

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

人の名に拘りる規定の以上引力は、下級の引力である。					
改正前			改正後		
(事務局職員の職)			(事務局職員の職)		
第1条 佐賀県議会事務局(以下「事務局」という。)の職員の職は、		第	第1条 佐賀県議会事務局(以下「事務局」という。)の職員の職は、		
次の表の右欄に掲げるとおりとし、それぞれ、_左欄の職員をもっ			次の表の右欄に掲げるとおりとし、それぞれ左欄の職員をもって		
て充てる。			充てる。		
書記	略		書記	略	
	課長			課長	
	<u>室長</u>				
	参事			参事	
	副課長			副課長	
	副室長				
	主幹			主幹	
	略			略	
略			略		
(組織)			(組織)		
第3条 事務局に次の課を置く。		第	第3条 事務局に次の課を置く。		
略			略		
議事調査課			議事課		
			<u>政務調査課</u>		
(分掌事務)			(分掌事務)		
第4条 各課の分掌事務は次のとおりとする。		第	第4条 各課の分掌事務は次のとおりとする。		

改正前	改正後		
総務課	総務課		
(1)~(15) 略	(1)~(15) 略		
(16) その他 <u>議事調査課</u> の所管に属しない事項に関すること。	(16) その他 <u>他課</u> の所管に属しない事項に関すること。		
<u>議事調査課</u>	議事課		
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略		
(5) 議案の調査、県政の調査及び資料の作成に関すること。			
<u>(6) 請願及び陳情の処理に関すること。</u>			
<u>(7) 意見書、決議案の処理に関すること。</u>			
<u>(8)</u> 略	<u>(5)</u> 略		
(9) 各都道府県の資料調査に関すること。			
<u>(10) 議会図書室に関すること。</u>			
(11) 議長会及び局長会に関すること。			
<u>(12)</u> その他 <u>、議事調査</u> に関すること。	<u>(6)</u> その他 <u>議事</u> に関すること。		
	<u>政務調査課</u>		
	<u>(1)</u> 議案の調査、県政の調査及び資料の作成に関すること。		
	<u>(2) 請願及び陳情の処理に関すること。</u>		
	<u>(3) 意見書、決議案の処理に関すること。</u>		
	(4) 各都道府県の資料調査に関すること。		
	<u>(5) 議会図書室に関すること。</u>		
	<u>(6) 議長会及び局長会に関すること。</u>		
	<u>(7)</u> 議員提出の政策条例の制定の支援に関すること。		
	<u>(8) その他政務調査に関すること。</u>		
(室の設置)			
第6条 議事調査課に政務調査室を置き、室の分掌事務は課長が定			

改正前	改正後
<u>める。</u>	
(職員の職務)	(職員の職務)
<u>第7条</u> 略	<u>第6条</u> 略
2 室長は、上司の命を受けて、室の分掌事務を掌理する。	
<u>3</u> 略	<u>2</u> 略
<u>4</u> 副課長 <u>又は副室長</u> は、課長 <u>又は室長</u> を補佐し、課 <u>又は室</u> の分掌	3 副課長は、課長を補佐し、課の分掌事務を整理し、課長不在の
事務を整理し、課長 <u>又は室長</u> 不在のときは、その職務を代行する。	ときは、その職務を代行する。
<u>5~8</u> 略	<u>4</u> ~ <u>7</u> 略
(事務の委任)	(事務の委任)
第7条の2 略	<u>第7条</u> 略
<u>(室長の専決)</u>	
第9条の2 室長は、課長が専決することができる事務のうち、課	
<u>長が定めるものを専決することができる。</u>	
(事務の代決)	(事務の代決)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 室長が専決することができる事務について、室長が不在のとき	
は、副室長がその事務を代決することができる。	

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。